

川越市省エネ家電買換え促進事業補助金 申請の手引き

家庭の電力消費を抑えることを目的に、既存のエアコン、冷蔵庫を省エネ性能の高い省エネ家電（新品に限る）に買い換え、設置する方を対象に、補助金を交付します。

※国や県等が実施する補助金等との併用不可

申請受付期間

※予算額に達し次第、受付終了

令和7年8月1日（金曜）午前10時00分～令和8年1月30日（金曜）午後4時00分
対象機器を購入し、設置完了後の申請

【統一省エネルギーラベル】

補助対象設備

※1世帯につき、エアコン又は冷蔵庫のどちらか1台
(過去に補助金の交付を受けた省エネ家電は申請できません。)

対象機器ごとに定める基準のいずれかを満たす省エネ家電で
本体購入価格10万円（税抜。割引後の額）以上であること

※設置費用、既存家電の撤去費用、処分費用等は対象外



エアコン	冷蔵庫
①省エネ基準達成率100%以上	①省エネ基準達成率105%以上
②多段階評価点3.0以上	②多段階評価点3.0以上

該当機種は販売店や「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>)で確認してください。



補助金額

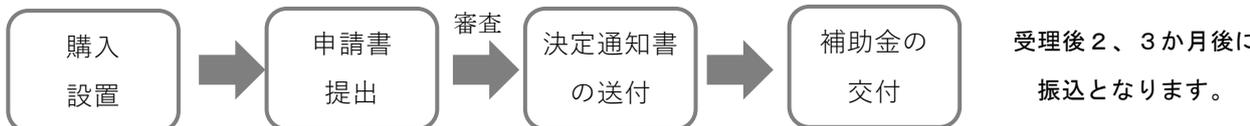
1. 市内個人店舗※：50,000円 ※中小企業法に規定される中小企業に該当する事業者の店舗
2. 市内個人店舗以外（家電量販店等）：30,000円

対象者

- (1) 令和7年8月1日から令和7年12月31日の間に、市内の家電販売店を利用して、現に居住する住宅のエアコン又は冷蔵庫を対象機器に買い換え、設置が完了した方
※設置前の住所と設置後の住所が異なる場合は対象外です。
- (2) 申請日時点において、川越市に住民登録がある方
- (3) 申請日時点において、市税すべて（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等）に滞納がない方
※申請日時点で未納がある場合は、不交付となりますので、御注意ください。
- (4) 既存のエアコン又は冷蔵庫を家電リサイクル法に従い、適切に処分する方
※リサイクルショップ等で売却した場合や無料回収で引き渡した場合は対象外です。
- (5) 過去に同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受けていない方（世帯）
※過去に市が実施した補助事業により補助金の交付を受けた方（世帯）は、補助を受けた機器と同一の機器を申請することはできません。

手続きの流れ

※令和7年7月31日以前に購入・設置した場合は対象外です。



1 購入・設置

補助対象外の製品を購入することがないように、事前に対象機種かどうか販売店や「省エネ型製品情報サイト」でご確認ください。値引きや割引等により、本体価格（税抜き）が10万円未満となった場合は、補助対象外で申請することはできませんので、ご注意ください。

なお、過去に市が実施した補助事業により補助金の交付を受けた方（世帯）は、補助を受けた機器と同一の機器を申請することはできません。

※過去にエアコンの補助を受けた場合→冷蔵庫申請可、過去に冷蔵庫の補助を受けた場合→エアコン申請可

2 申請書の提出

受付期間

※同じ日に提出された申請書は、提出時間に関わらず同着として扱います。

令和7年8月1日（金）午前10時00分～

令和8年1月30日（金）午後4時00分 ※予算額に達し次第、受付終了

受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねます。

受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は、**超えた日に到着した交付申請書**（不備があるものを除く）の中から、抽選により補助金交付対象者等を決定します。（当日到着分についてはすべて同着扱い）

※電子申請の場合は、17時15分までの申請を当日の申請とし、17時16分以降の申請は、翌日の申請として取り扱います。

提出書類

必ず必要事項を記入の上、提出してください。必要書類がすべて揃っていない場合や必要事項が記載ない場合は、受理できません。また、一度提出いただいた書類はお返しできません。

①	申請書（様式第1号）	必要事項をすべて記入していること。 添付書類すべての名義を同一の方としてください。
②	振込先の口座情報がわかる書類 ※申請者本人の口座に限る	通帳の写しなど、振込先の口座情報（銀行名、支店名、口座番号、氏名（カタカナ表記））が確認できるもの。WEB通帳（口座）のスクリーンショット等は、銀行名、支店名、口座番号、氏名（カタカナ表記）が確認できるものであれば可。 ○ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、口座番号がわかる通帳の最初の見開きページを添付してください。
③	購入費等の支払いを証する書類の写し	以下が記載されていること ①宛名（申請者本人に限る） ②購入金額（本体価格等がわかる内訳が明記されているもの） ③購入日（日付が令和7年8月1日以降であること。） ④製品名（型番） ⑤販売店名 ※1 家電量販店の領収書で市内の店舗での購入が確認できない場合は、補助金の添付書類として取り扱うことができません。 ※2 設置費用や処分費用等が領収金額に含まれている場合は、本体

		<p>価格がわかる内訳明細等を添付してください。</p> <p>※3 宛名のない領収書は、ご自身で記入の上、提出してください。 <u>宛名の記載がない場合は、添付書類として取り扱うことはできません。</u></p> <p>※4 <u>補助対象機器とそれ以外の製品等を同時に購入した場合は、できる限り補助対象機器のみの領収書とするか、値引き金額があるものについては、購入品ごとの値引きの内訳が分かるようにしてください。難しい場合は、事前にご相談ください。</u></p>
④	<p>製造メーカーが発行した補助対象機器の保証書の写し</p> <p>※販売店が独自に発行する保証書は不可</p>	<p>以下が記載されていること</p> <p>①氏名（申請者本人に限る）</p> <p>②住所</p> <p>③販売店名・住所</p> <p>④お買い上げ日（日付が令和7年8月1日以降であること。）</p> <p>上記の項目が未記入の場合は、ご自身で記入の上、提出してください。 <u>記入がない場合は、添付書類として取り扱うことはできません。</u></p>
⑤	<p>納品書や配送伝票など設置場所が確認できる書類の写し</p>	<p>以下が記載されていること</p> <p>①氏名（申請者本人に限る）</p> <p>②住所</p> <p>③納品日（日付が令和7年8月1日以降であること。）</p> <p>④製品名（型番）</p> <p>⑤販売店名・住所</p>
⑥	<p>家電リサイクル券の写し</p>	<p>以下が記載されていること</p> <p>①管理票番号</p> <p>②リサイクル品目</p> <p>③排出者名（申請者本人に限る）</p> <p>○料金郵便局振込方式の家電リサイクル券の場合は、振替払込受付証明書又はATMのご利用明細票の写しも提出して下さい。</p> <p>○家電リサイクル券について、詳しくは「一般財団法人家電製品協会 https://www.rkc.aeha.or.jp/recycleticket/」のホームページをご確認ください。</p>

以下の書類⑦、⑧については、住民基本台帳の記録情報及び市から課税される税金の収納状況を市（環境政策課）職員が調査することに同意しない場合のみ提出が必要です。同意する場合は、提出を省略することができます。

⑦申請者の世帯全員の住民票の写し（コピー不可、発行から3か月以内のもの）

- ・マイナンバーが記載されていないものを取得してください。
- ・窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。
- ・手数料が200円かかります。

⑧納税証明書（未納の額のないことの証明書）（コピー不可、発行から1か月以内のもの）

- ・収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所で取得してください。課税証明書や市県民税のみの納税証明書を誤って取得しないよう注意してください。なお、川越駅西口連絡所の受付時間は平日9時30分～17時15分までです。

- ・コンビニ交付サービスでは、納税証明書（未納の額のないことの証明書）は発行出来ません。
- ・窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。
- ・手数料が 200 円かかります。

※詳しくは収税課へお問い合わせください。

電子申請 二次元バーコード

提出方法

- (1) 電子申請
- (2) 環境政策課窓口（市役所本庁舎 5 階）
- (3) 郵便（追跡可能な簡易書留又はレターパックプラスで送付してください。）



提出書類に記載漏れや不足がある場合、申請を受理することができません。提出書類に不備がないことをよく確認のうえ提出してください。郵便での提出で不備があった場合は申請書に記載のある電話番号に連絡しますので、日中に連絡のつく番号を記入してください。電子申請で不備があった場合は、電子申請サービスからメールにてお知らせいたします。また、すべての書類が不備のない状態で提出された日を申請日として受理します（申請を受理する前に予算額に達した場合は補助金を交付することができません）。

※各市民センター及び川越駅西口連絡所では書類の提出は受け付けておりません。

提出上の注意点

- ・書類の記載には、黒又は青のボールペンを使用してください。消せるボールペンの使用は認められません。
- ・記載内容を訂正する場合は、修正液・修正テープは使用せず、二重取り消し線を引いて訂正してください。訂正印は必要ありません。
- ・書類は、楷書で丁寧に記載してください。読み取りが困難な場合は受け付けられません。
- ・提出いただく書類の名義は、すべて同一の方としてください。

交付決定・補助金の交付（口座振込）

市は、申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者を対象に、交付決定の通知（申請者宛てに郵便で送付）をします。なお、申請を受け付けた場合であっても予算の範囲を超えた等の理由により交付することが出来ない場合は、不交付決定の通知を送付します。

また、申請書類を審査したうえで必要がある場合には、現地調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。

交付決定した補助金は、審査の後、申請者が指定した金融機関の口座（申請者本人の口座に限ります。）に振り込みます。振込までの目安は、2 か月から 3 か月程度です（振込日のお知らせは行っていません）。なお、申請状況によっては多少前後する場合があります。

※提出書類に虚偽の事項の記載があることや要綱に違反したことなどが認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただきます。

※申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備について、設置完了から 6 年間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分、譲渡等をおこなう場合には、あらかじめ環境政策課へご相談ください。

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町 1-3-1 電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/kankyo/1002642/1002689/1018222.html>

市ホームページ

